

95.2.3 4/36

2・9 清算事業団控訴審判決へ結集を!

清算事業団闘争を
さらに強化して闘おう

全ての組合員のみなさんへ

二月九日の「清算事業団控訴審」の判決公判に全力で結集することを訴えます。

九三年二月から開始された本控訴審は、一審千葉地裁での反動判決に全面的に反論を行い、とりわけ、「国鉄改革法二三条」に対するは、労働法の専門である佐藤昭夫早稲田大学教授の協力を得て、鑑定意見書を提出す

など、「国鉄改革法」の違法性を明らかにしてきた。

しかし、東京高裁は、「改革法二三条」の違法性が明らかであり、全国の労働委員会においても国鉄＝JRの不当労働行為が全面的に認定されているにもかかわらず、証人調べを一切行

なわざ昨年七月に結審を強行し、半年たらずで判決日を指定してきたのである。

また、この判決期日の指定は、年末の「二〇二億訴訟」の取り下げ直後に判決期日を指定してきたりることにも見られるように、

清算事業団闘争をなんとしてでも解体しようとする政治的な攻撃であると言わなければならぬ。われわれは、このような政治色に彩られた判決を許さず、国鉄闘争・清算事業団闘争のさらにつらがれしなければならない。

そのためにも二月九日の清算事業団控訴審の判決公判・報告集会への全力結集を訴えるものです。

二・九清算事業団控訴審 判決公判及び判決報告集会

と き 二月九日(木)
一〇時から

と こ ろ 東京高裁
指定列車 千葉駅四番線
八時五〇分始発
快速最後部に乗車

*なお、裁判終了後、判決報告集会を開催する予定です。
全力で結集しよう。



▲ 90年3月、清算事業団からの解雇を前にひかえJR本社前で集会を行なう組合員

津田沼支部配転差別地労委 山口執行委員が証言 — 第5回審問 —

一月二六日、一〇時から、千葉県地方労働委員会において、

「津田沼支部配転差別事件」の第五回審問が行なわれ、組合側山口証人にに対する会社側反対尋問が行なわれた。

反対尋問で会社側代理人は、

津田沼支部からの強制配転について、千葉運転区支部や他の支部の人数が増えるから、組合総体の影響力に変わりがないのではないか、などと云ふではないか、などと云ふではない。尋問を行なつてきて対して山口証人は、組合活動は職場生産点が基本であり、「三・六」

締結、「労働安全衛生委員会」の委員数など、組合員数により大きな影響を受けること、さら

に、配転につづく配転で支部役員の選出にも大変苦労していることなどを上げ、強制配転の不当

労働行為性を明らかにした。

結局会社側は、今回の審問で配転の「正当性」についてなんら触れることができずに反対尋問を終了した。

次回審問は、三月九日、一〇時から、田中書記長に対する組合側主尋問が行なわれる予定である。傍聴に結集しよう。